

平成 22 年 11 月 2 日

税制改正に関する要望書

日本慢性期医療協会
会長 武久 洋三

良質なる慢性期医療を提供している医療機関を会員とする日本慢性期医療協会として、以下を要望する。

1. 長期にわたり慢性期医療、介護を受けている利用者に対する税負担を大幅に軽減することを要望する。
 - ① 慢性期医療や介護を長期にわたって受けている利用者は、経済的に非常に困窮している場合が多いことに鑑み、年金が年額 120 万以下の利用者については、所得税や固定資産税等が無税とするよう要望する。
 - ② 長期療養に必要な、医療費及び医療・介護材料については、控除範囲を大幅に拡大するよう要望する。
2. 医療・介護に携わる職員に対する税制については、少子化及び、過酷な業務により、介護職員が大幅に減少し、社会不安を増大させていることに鑑み、当該職員についての所得税の軽減を要望する。
3. 非営利事業としての医療を担当している医療法人においては、社会福祉法人と同様の医療・介護事業を行っているにもかかわらず、社会福祉法人との課税状況の差はあまりにも大きい。今後、医療法人の課税については大幅に軽減するように要望する。
4. 医療法人として、下記の事業を行っている場合においては、税負担の格別の軽減を要望する。
 - ① 救急難民を救うため、救急病院の救急処置後の患者を積極的に受託入院させている場合。
 - ② 地域の在宅、シニアリビング、特別養護老人ホーム、老人保健施設等で療養中の慢性期療養患者の急変に際し、積極的に入院を受託している場合。
 - ③ 高度の認知症で、病状が急変した患者の入院受託を積極的に行っている場合。
 - ④ 地域の開業医に常に入院病床を開放し、地域医療に積極的に貢献している場合。

- ⑤ 急性期病院と地域、在宅の中間にあって、地域包括医療センターとしてのセンター機能により、四大疾病の地域連携パスのコーディネートの役割を果たしている場合。
5. 上記のように地域で社会的責任を果たしている医療法人が、患者の療養環境を改善するために建築を行った場合、その土地や建物については、消費税のゼロ税率、固定資産税及び不動産取得税の非課税もしくは軽減を要望する。
 6. 高額な医療・福祉・介護機器の購入に際し、税額控除もしくは特別償却の拡充を要望する。
 7. 電子カルテ及び各種ソフト備品についても、税額控除もしくは特別償却の拡充を要望する。
 8. 医療法人の社会的責任を認め、事業の永続的継承を容易にするために、持分の相続に関しては、1億円までの課税限度額の設置を要望する。
 9. 消費税については、医療や介護においても、普遍的に他の産業と同様に課税するか、また、現行のまま医療は非課税とするならば、医療・福祉・介護を行う医療法人において購入する物品等についてはゼロ税率とすることを要望する。
 10. 現在、社会医療法人制度が検討されているが、産科、小児科や救急業務を行うことが前提条件となっている。しかし、今後の超高齢社会の到来を考えると、上記のように、地域で地域包括医療センターとしての役割を果たしている慢性期医療拠点（在宅療養支援病院）についても、社会医療法人の認可を認めることを要望する。
 11. 各地域におけるある程度の急性期機能と慢性期開放型病床等の機能を持つ在宅療養支援病院を地域包括医療センターとして都道府県知事が認可し、診療報酬や税制において、格別の優遇をするよう要望する。
 12. 療養病床の転換にあたり、その施設を介護老人保健施設等に増改築した場合には、現在、基準取得価額の15%の特別償却ができることになっている。高齢者に関する施設のあり方は今後ますます多様化してくることが考えられるため、引き続き転換を図りやすいよう本特別償却制度の継続を要望する。

以上